

令和2年1月17日改訂

令和3年1月8日改訂

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請等様式集



〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県 環境林務部

廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係

直 通 099-286-2596

FAX 099-286-5545

Eメール emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ (申請様式等をダウンロードできます)

[http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/
recycle/shinsei/index.html](http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/recycle/shinsei/index.html)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長
地域振興局長 〕

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類 （当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	この欄は「別紙」に記載すること。
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
＊事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A列4番）

(別紙)

事業の範囲 (収集運搬用)

	取り扱う 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の性状				積替保管
		石綿含有	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	その他	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

備 考

(記入上の注意)

- 1 産業廃棄物の性状の欄は、取り扱う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、○印をつけること。

*石綿含有産業廃棄物とは：

工作物(建築物を含む。)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(廃石綿等を除く。)

- 2 産業廃棄物の性状の「その他」の欄は、当該産業廃棄物が、特記すべき性状を有するものである場合は、その内容を記載すること。

*記載例

「有機性に限る。」，「焼酎廃液に限る。」，「鶏ふんに限る。」など

- 3 「積替保管」の欄は、当該産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、○印をつけること。

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (法人の場合は代表者名)	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 住	籍 所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長
地域振興局長 〕

申請者
住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

FAX 番号

産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨をふくむ。以下同じ。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	この欄は「別紙」に記載すること。 〔 収集運搬業については、収集運搬用 処分業については、処分用 〕
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
* 事 務 処 理 欄	

(別紙)

事業の範囲（事業範囲変更・収集運搬用）

	取り扱う 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の性状				積替 保管	備 考
		石綿含有	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	その他		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

備 考

(記入上の注意)

1 産業廃棄物の性状の欄は、取り扱う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、○印をつけること。

*石綿含有産業廃棄物とは：

工作物(建築物を含む。)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(廃石綿等を除く。)

2 産業廃棄物の性状の「その他」の欄は、当該産業廃棄物が、特記すべき性状を有するものである場合は、その内容を記載すること。

*記載例

「有機性に限る。」，「焼酎廃液に限る。」，「鶏ふんに限る。」など

3 「積替保管」の欄は、当該産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、○印をつけること。

4 備考欄は、産業廃棄物の種類ごとに変更の内容について記載してください。

*記載例

品目の追加，積替保管の追加 など

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (法人の場合は代表者名)	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、変更のあった者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長 〕
〔 地域振興局長 〕

申請者
住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号
FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
＊事務処理欄	

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 <small>(法人の場合は代表者名)</small>		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長
地域振興局長 〕

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。特別管理産業廃棄物処分業

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
* 事 務 処 理 欄	

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
法第14条第5項第2号ニに規定する役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出資の額	籍 所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 <small>(法人の場合は代表者名)</small>	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 住	籍 所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、変更のあった者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類						
1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）						
2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等						
	（特別管理） 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
備考	1. 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無 (有の場合) 鹿児島市の許可番号 2. 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。					

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
駐車場の所在地					
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		収納する産業廃棄物の種類	容 量	備 考	
(3) 積替え又は保管施設の概要 (施設の規模, 構造, 屋内・屋外の別などについて記載すること。)					

(4) 積替え又は保管の計画				
積替保管を行う場所				
1日の平均的搬出量				
産業廃棄物の種類	保管面積 (m^2)	最大保管量 (m^3 又はt)	積み上げる 高さ (m)	保管に使用する容器 (種類・容量等)
合 計				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・保管面積，最大保管量は，平面図，立面図等に基づき，産業廃棄物の種類ごとに算出すること。 ・最大保管量の合計は，1日の平均的搬出量の7倍を超えないこと。 ・屋外で保管容器を使用せずに野積みする場合は，50%以下の勾配とすること。 ・この様式は，保管場所ごとに記載すること。 			

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

(3) その他

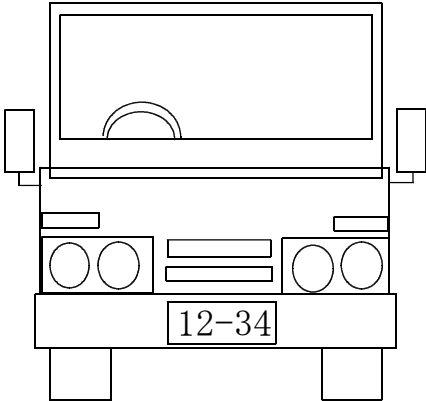
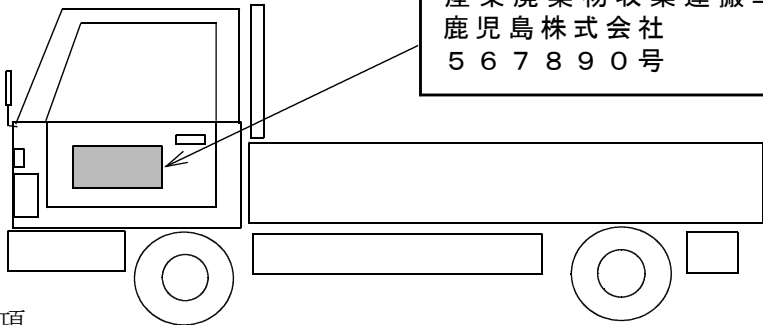
(鹿児島県税の納付状況記載欄)

税 目	自動車税	法人県民税	法人事業税	個人事業税	不動産取得税
未納の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 申請者に係る申請日前の直近3ヶ年に課税されたことがある県税について記載すること。(課税自体がない税目は斜線を引いてください。)

※ 申請日時点において、納付すべき県税が未納となっているもの(既に納期限を経過しているものに限る)がある場合は「有」に、ない場合は「無」にチェックすること。

運搬車両の写真

自動車登録番号		車両の名称
前 面 写 真	 <p style="text-align: center;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を枠からはみ出さないように撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。（提出前に再度御確認ください。） 	
側 面 写 真	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">（表示例）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto 10px auto;"> 産業廃棄物収集運搬車 鹿児島株式会社 567890号 </div>  <p style="text-align: center;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を枠からはみ出さないように撮影すること。 ・既に収集運搬業許可を有している場合には、車体の両側に所定の事項が表示されていること。（①産業廃棄物収集運搬車である旨，②氏名又は名称，③許可番号下6桁） 	
	撮影	年 月 日

・デジタルカメラの場合は、**鮮明に撮影**，印刷されていること。

運搬、保管容器等の写真

容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮影	年 月 日

容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮影	年 月 日

・ デジタルカメラの場合は、**鮮明に撮影**，印刷されていること。

車輛使用承諾書

甲は乙に対して、甲が所有する下記の車輛を、産業廃棄物収集運搬車輛として使用することを承諾する。

なお、当該車輛の産業廃棄物収集運搬に関する一切の管理行為は、乙の責任において行うものとする。

記

1 車輛の種類

2 車輛の登録番号

3 使用承諾期間

年 月 日 から 年 月 日まで

年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

鹿児島県知事 塩田康一 殿

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
処理施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	増資	
合計		
備考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

(日本工業規格 A列4番)

資産に関する調書(個人用)

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(日本工業規格 A列4番)

利 益 計 画 書

1 損失もしくは債務超過が生じた主な理由

2 今後の具体的な改善策

(単位:千円)

項 目		実 績	計 画	計 画	計 画	計 画	計 画	
営	売上	処 理 業 売 上 高						
	兼	業 売 上 高						
合 計								
業	原 価	売 上	材 料 費					
		業 原 価	労 務 費 (日 雇 労 務 者 分)					
			外 注 費					
			租 税 公 課					
			保 険 料					
			地 代 ・ 家 賃					
			運 搬 費					
			機 械 等 経 費 (除 く 燃 料 費)					
			動 力 ・ 燃 料 費					
			労 務 管 理 費					
			現 場 従 業 員 給 与 等 (除 く 日 雇 労 務 者 分)					
			法 定 福 利 費 ・ 福 利 厚 生 費					
			減 価 償 却 費					
			そ の 他 経 費					
小 計								
兼 業 部 門 原 価 合 計								
売 上 総 利 益								
支	費	一 般 管 理	役 員 報 酬					
			従 業 員 給 料 等					
			法 定 福 利 費 ・ 複 利 厚 生 費					
			修 繕 費					
			事 務 用 品 費					
			通 信 交 通 費					
			光 熱 水 費					
			広 告 宣 伝 費					
			地 代 ・ 家 賃					
			支 払 利 息 ・ 割 引 料					
			減 価 償 却 費					
			租 税 公 課					
			保 険 料					
			そ の 他 管 理 費					
小 計								
営 業 利 益								
経 常 収 支	受 取 利 息							
	そ の 他 営 業 外 収 益							
	営 業 外 費 用 (除 く 支 払 利 息)							
経 常 利 益								
特 別 収 支	特 別 利 益							
	特 別 損 失							
	(うち資産処分損失及び特別償却費)							
税 引 前 当 期 利 益								
法 人 税 等 引 当 金								
当 期 利 益								

年 月 日

申請者

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 欠格要件チェックシート

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）に基づき、産業廃棄物処理業の許可申請を行うに当たって、欠格要件に該当するかどうかを確認してください。

欠格要件（以下のいずれかに該当する者）	対象者（□にチェック）		
	法人 又は個人事業主	法人の役員 ・株主 (役員と同等以上の 支配力を有する 者を含む)	(法人・個人の) 政令使用人
1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（例：道路交通法、刑法等）	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
4 次の法律違反により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ②浄化槽法 ③大気汚染防止法 ④騒音規制法 ⑤海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ⑥水質汚濁防止法 ⑦悪臭防止法 ⑧振動規制法 ⑨特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑩ダイオキシン類対策特別措置法 ⑪ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ⑫暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ⑬暴力行為等処罰ニ関スル法律 ⑭刑法第204条（傷害）、第206条（傷害助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合）、第222条（脅迫）又は第247条（背任）の罪	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
5 廃掃法又は浄化槽法で許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 (法人の場合は、当該法人の役員、株主等であった者で、取消しの日から5年を経過しないものを含みます。)	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
6 廃掃法又は浄化槽法の許可取消しに係る聴聞通知があった日から、その処分を決定するまでの間に廃業の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
7 6の廃業の届出をした事業者において、聴聞通知の日前60日以内に当該事業者の役員、株主等又は政令使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
8 廃棄物処理業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
9 暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
10 未成年者で、その法定代理人が1～9のいずれかに該当するもの	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
11 法人で、役員、株主等又は政令使用人のうちに1～9のいずれかに該当する者のあるもの	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
12 個人で、政令使用人のうちに1～9のいずれかに該当する者のあるもの	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
13 暴力団員等がその事業活動を支配する者	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □

産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長
地域振興局長 〕

申請者
住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）を記載すること。）</p>	<p>この欄は「別紙」に記載すること。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 電話番号</p>
	<p>事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	
<p>* 事 務 処 理 欄</p>	

（日本工業規格 A列4番）

(別紙)

事業の範囲 (処分用)

処分の方法	取り扱う 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の性状			
		石綿含有	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	そ の 他
備 考					
(記入上の注意)					
1 処分の方法ごとに区分して記載すること。					
2 産業廃棄物の性状の欄は、取り扱う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、○印をつけること。 * 石綿含有産業廃棄物とは： 工作物(建築物を含む。)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(廃石綿等を除く。)					
3 産業廃棄物の性状の「その他」の欄は、当該産業廃棄物が、特記すべき性状を有するものである場合は、その内容を記載すること。 * 記載例 「有機性に限る。」，「焼酎廃液に限る。」，「鶏ふんに限る。」など					

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (法人の場合は代表者名)	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長
地域振興局長 〕

申請者
住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

FAX 番号

産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨をふくむ。以下同じ。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	この欄は「別紙」に記載すること。 〔 収集運搬業については、収集運搬用 処分業については、処分用 〕
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
* 事 務 処 理 欄	

(別紙)

事業の範囲（事業範囲変更・処分用）

処分の方法	取り扱う 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の性状				備 考
		石綿含有	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	その他	
備 考						

(記入上の注意)

- 1 処分の方法ごとに区分して記載すること。
- 2 産業廃棄物の性状の欄は、取り扱う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、○印をつけること。
*石綿含有産業廃棄物とは：
工作物(建築物を含む。)の新築，改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(廃石綿等を除く。)
- 3 産業廃棄物の性状の「その他」の欄は、当該産業廃棄物が、特記すべき性状を有するものである場合は、その内容を記載すること。
*記載例
「有機性に限る。」，「焼酎廃液に限る。」，「鶏ふんに限る。」など
- 4 備考欄は、産業廃棄物の種類ごとに変更の内容について記載してください。
*記載例
品目の追加，破砕の追加 など

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出資の額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (法人の場合は代表者名)	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 籍 住 所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、変更のあった者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長 〕
〔 地域振興局長 〕

申請者
住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号
FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により，特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので，関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類，設置場所，設置年月日，処理能力，許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	
保管を行う場合には，保管を行うすべての場所の所在地，面積，保管する特別管理産業廃棄物の種類，特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式，構造及び設備の概要	
* 事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出資の額	籍 所
	生年月日 (法人の場合は代表者名)	保有する株式の数又は出資の金額 割 合		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長
地域振興局長 〕

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。特別管理産業廃棄物処分業

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
* 事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 <small>(法人の場合は代表者名)</small>	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、変更のあった者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(処分用)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

(処分用)

3. 施設の概要 (1) 中間処理施設	
処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
廃棄物の種類	
処理施設の処理方式 及び設備の概要	
環境保全設備の概要	

(日本工業規格 A列4番)

(処分用)

(2) 最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

(日本工業規格 A列4番)

(3) 保管施設					
保管を行う場所				いずれかに0をつけること	処理前 処理後
産業廃棄物の種類	保管面積 (㎡)	最大保管量 (㎡又は t)	積み上げる 高さ (m)	保管に使用する容器 (種類・容量等)	
合 計					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理前，処理後の産業廃棄物（処理後に製品又は製品の材料となったものを除く。）の保管について記載すること。 ・ 保管面積，最大保管量は，平面図，立面図等に基づき，産業廃棄物の種類ごとに算出すること。 ・ 最大保管量の合計は，以下の保管上限を超えないこと。 処理施設の1日当たりの処理能力の1.4倍量以下 ただし，建設業関連の木くず，コンクリート破片の再生処理に係るものは28倍以下， アスファルト・コンクリート破片の再生処理に係るものは70倍以下 ・ 屋外で保管容器を使用せずに野積みする場合は，50%以下の勾配とすること。 ・ この様式は，保管場所ごとに記載すること。 				

(処分用)

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

(4) その他

(鹿児島県税の納付状況記載欄)

税 目	自動車税	法人県民税	法人事業税	個人事業税	不動産取得税
未納の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 申請者に係る申請日前の直近3ヶ年に課税されたことがある県税について記載すること。(課税自体がない税目は斜線を引いてください。)

※ 申請日時点において、納付すべき県税が未納となっているもの(既に納期限を経過しているものに限る)がある場合は「有」に、ない場合は「無」にチェックすること。

(処分用)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名)
	(所在地)
	* 処分方法を○で囲む 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 〔 中間処理、売却の場合は具体的な方法 〕
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 欠格要件チェックシート

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）に基づき、産業廃棄物処理業の許可申請を行うに当たって、欠格要件に該当するかどうかを確認してください。

欠格要件（以下のいずれかに該当する者）	対象者（□にチェック）		
	法人 又は個人事業主	法人の役員 ・株主 (役員と同等以上の 支配力を有する 者を含む)	(法人・個人の) 政令使用人
1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（例：道路交通法、刑法等）	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
4 次の法律違反により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ②浄化槽法 ③大気汚染防止法 ④騒音規制法 ⑤海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ⑥水質汚濁防止法 ⑦悪臭防止法 ⑧振動規制法 ⑨特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑩ダイオキシン類対策特別措置法 ⑪ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ⑫暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ⑬暴力行為等処罰ニ関スル法律 ⑭刑法第204条（傷害）、第206条（傷害助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合）、第222条（脅迫）又は第247条（背任）の罪	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
5 廃掃法又は浄化槽法で許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 (法人の場合は、当該法人の役員、株主等であった者で、取消しの日から5年を経過しないものを含みます。)	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
6 廃掃法又は浄化槽法の許可取消しに係る聴聞通知があった日から、その処分を決定するまでの間に廃業の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
7 6の廃業の届出をした事業者において、聴聞通知の日前60日以内に当該事業者の役員、株主等又は政令使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
8 廃棄物処理業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
9 暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
10 未成年者で、その法定代理人が1～9のいずれかに該当するもの	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
11 法人で、役員、株主等又は政令使用人のうちに1～9のいずれかに該当する者のあるもの	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
12 個人で、政令使用人のうちに1～9のいずれかに該当する者のあるもの	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □
13 暴力団員等がその事業活動を支配する者	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □	該当する □ 該当しない □

産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長 〕
〔 地域振興局長 〕

申請者
住 所
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号
FAX 番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止・変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所

廃止又は変更の理由	
-----------	--

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
(ただし、役員の変更等に伴う廃止又は変更については、30日以内に提出すること。)
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書
 変更

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長
 地域振興局長 〕

申請者
 住 所
 氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 電話番号
 FAX 番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止・変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由	
-----------	--

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
 （ただし、役員の変更等に伴う廃止又は変更については、30日以内に提出すること。）
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

欠格要件（「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者」含む。）に係る届出書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

〔 支 庁 長
地域振興局長 〕

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項（第14条の5第3項，第15条の2の6第3項）の規定により，関係書類を添えて届け出ます。

許可の種類（産業廃棄物収集運搬業許可，産業廃棄物
処分業許可，産業廃棄物処理施設設置許可）

許可の年月日及び許可番号

該当するに至った欠格要件
(該当条項)

欠格要件に該当するに至った具
体的事由

欠格要件に該当するに至った年
月日

備考

- 1 この届出書は，欠格要件（法第7条第5項第4号イ）に該当する場合は，該当するに至った後，遅滞なく提出すること。
- 2 この届出書は，欠格要件（法第7条第5項第4号ロからチまでのいずれか）に該当する場合は，該当するに至った日から2週間以内に提出すること。
- 3 欠格要件に該当するに至ったことを確認できる書類を添付すること。

産業廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿
〔 支 庁 長 〕
〔 地域振興局長 〕

申請者
住所

氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

次のとおり〔 産業廃棄物収集運搬業許可証
産業廃棄物処分業許可証
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証
特別管理産業廃棄物処分業許可証 〕の再交付を受けたいので、申請します。

許可年月日	
許可証番号	
再交付申請の理由	

- 備考1 再交付申請の理由の欄には、亡失、汚損又は破損の別を記載するとともに、亡失の場合にあっては、その経緯について具体的に記載すること。
- 2 再交付申請の理由が汚損又は破損である場合にあっては、既に交付を受けている許可証を添付すること。
- 3 この申請書は、2部提出すること。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

***年**月**日

鹿児島県知事
塩田 康一 殿

申請者
住 所 鹿児島県鹿児島市***1-2
株式会社 ○○○産業
氏 名 代表取締役 鹿児島 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 099-123-****
FAX 番号 099-123-****

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>この欄は「別紙」に記載すること。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 鹿児島県鹿児島市**1-2 電話番号 099-123-**** 事業場 鹿児島県鹿児島市**2-3 電話番号 099-123-****</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>様式第六号の二 （事業計画の概要を記載した書類「3 運搬施設の概要」のとおり）</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地：鹿児島県霧島市**2-3 面積：700平方メートル 種類：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 保管上限：841.27 m³ 保管高さ：2.5 m</p>
<p>*事務処理欄</p>	

(別紙)

事業の範囲 (収集運搬用)

	取り扱う 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の性状				積替保管
		石綿含有	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	その他	
1	廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)	○	○		(自動車等破砕物を除く。)	○
2	ゴムくず					
3	金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)		○		(自動車等破砕物を除く。)	○
4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)		○		(自動車等破砕物を除く。)	○
5	がれき類	○				○
6	燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む)			○		
7	汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)			○		
8	紙くず	○				
9	木くず	○				
10	繊維くず	○				
11	廃油					
12						

備 考

(記入上の注意)

1 産業廃棄物の性状の欄は、取り扱う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、○印をつけること。

*石綿含有産業廃棄物とは：

工作物(建築物を含む。)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(廃石綿等を除く。)

2 産業廃棄物の性状の「その他」の欄は、当該産業廃棄物が、特記すべき性状を有するものである場合は、その内容を記載すること。

*記載例

「有機性に限る。」，「焼酎廃液に限る。」，「鶏ふんに限る。」など

3 「積替保管」の欄は、当該産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、○印をつけること。

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	〇 〇 県	*****
	〇 〇 市	*****
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所 住
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
〇〇〇さんぎょう 株式会社 〇〇〇産業		鹿児島県鹿児島市***1-2
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所 住
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 所 住
<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、生年月日、本籍、住所は、住民票どおりに記載してください。 ・ 特に氏名は記載ミスが多いため、 漢字：住民票で確認（例：「高」か「高」か） かな：本人等に確認（例：「清水（しみずorきよみず）利郎」） 		
法第14条第5項第2号ニに規定する役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 所 住
かごしま たろう 鹿児島太郎	S30.4.1 代表取締役	鹿児島県鹿児島市***1-2 鹿児島県鹿児島市***2-3
** **	** **	鹿児島県***郡***町**4-5
** **	取 締 役	鹿児島県***市***6-7
** **	** **	鹿児島県***市***8-9
** **	取 締 役	鹿児島県***郡***町**10-1
** **	** **	鹿児島県***市***1-2
** **	監 査 役	鹿児島県***市***3-4

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	1,000 株		出資の額	***** 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (法人の場合は代表者名)	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 住	籍 所
かごしま たろう 鹿児島太郎	S30.4.1	500株 50%	鹿児島県鹿児島市***1-2	
かごしま はなこ 鹿児島花子	S25.10.1	300株 30%	鹿児島県***郡***町**4-5	
株式会社 ****	まるた ばつお ○田×男	200株 20%	鹿児島県***市***6-7	
			鹿児島県***市***2-3	

- ・ 5%以上の株主又は出資者を記載してください。（個人及び法人）
- ・ 生年月日欄は法人の場合、代表者名及びふりがなを記載してください。
- ・ 発行済株式の総数及び出資の額の欄は、履歴事項証明書の欄と相違がないか御確認ください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

- ・ 令第6条の10に規定する「使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者です。
- ・ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）
各事業場から排出される廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類，廃油，紙くず，木くず，繊維くずを収集し，〇〇，〇〇，〇〇は中間処理施設へ，〇〇，〇〇，〇〇は最終処分場へ運搬する。
（積替え保管を行う場合は，その旨記載すること。）

*** 出来る限り具体的に事業場の名称・所在地を記載すること**

*** 当該種類の処分業の許可を有する処理業者を記載すること**

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類	3 t/月	固形	〇〇産業，〇〇市	鹿児島市**2-3	〇〇工業，〇〇町
2	ゴムくず	1 t/月	固形	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>石綿含有産業廃棄物を含む産業廃棄物の運搬先は以下の処理施設とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定型最終処分場(安定5品目のみ) ・管理型最終処分場 ・熔融施設，無害化処理施設 など <p>安定5品目とは(廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類)</p> </div>		
3	金属くず	5 t/月	固形			
4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5 t/月	固形			
5	がれき類	10 t/月	固形			
6	紙くず	1 t/月	固形			
7	木くず	1 t/月	固形	〇〇建設，〇〇町	なし	〇〇産業，〇〇市
8	繊維くず	1 t/月	固形	〇〇土木，〇〇市	なし	〇〇興業，〇〇市
9	廃油	1 t/月	液状	〇〇工業，〇〇市	なし	〇〇興業，〇〇市
10	固形，液状，泥状などの性状を記載すること					

備考 1 鹿児島市の積替え許可の有無

有・無

※記入漏れに注意

- 2 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

〈石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む場合の記載例〉

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）
 各事業場から排出される廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油、紙くず、木くず、繊維くずを収集し、〇〇、〇〇、〇〇は中間処理施設へ、〇〇、〇〇、〇〇は最終処分場へ、**石綿含有産業廃棄物は〇〇処分場へ、水銀使用製品産業廃棄物は〇〇処分場へ、水銀含有ばいじん等は〇〇処分場へ運搬する。**
 （積替え保管を行う場合は、その旨記載すること。）
2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類	3 t/月	固形	〇〇産業 〇〇市	鹿児島市**2-3	〇〇工業 〇〇町
2	ゴムくず	1 t/月	固形	〇〇建設 〇〇市	なし	〇〇産業 〇〇町
3	金属くず	5 t/月	固形	〇〇産業 〇〇町	なし	〇〇産業 〇〇町
4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5 t/月	固形	〇〇産業 〇〇町	なし	〇〇産業 〇〇町
5	がれき類	10 t/月	固形	〇〇産業 〇〇町	なし	〇〇産業 〇〇町
6	紙くず	1 t/月	固形	〇〇建設 〇〇町	なし	〇〇産業 〇〇市
7	木くず	1 t/月	固形	〇〇建設 〇〇町	なし	〇〇産業 〇〇市
8	繊維くず	1 t/月	固形	〇〇土木 〇〇市	なし	〇〇興業 〇〇市
9	廃油	1 t/月	液状	〇〇工業 〇〇市	なし	〇〇興業 〇〇市
10	石綿含有産業廃棄物 (廃プラスチック類、がれき類、)	1.5 t/月	固形	〇〇建設 〇〇市	なし	〇〇産業 (安定型最終処分場)
11	石綿含有産業廃棄物 (紙くず、木くず、繊維くず)	0.3 t/月	固形	〇〇建設 〇〇市	なし	〇〇産業 (管理型最終処分場) (溶融施設など)
12	水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	0.3 t/月	固形	〇〇建設 〇〇市	なし	〇〇産業 〇〇市 (破碎施設など)
13	水銀含有ばいじん等 (燃え殻、汚泥)	0.3 t/月	液状	〇〇建設 〇〇市	なし	〇〇産業 〇〇市 (溶融施設など)

備考 1 鹿児島市の積替え許可の有無

有・無 ←

※記入漏れに注意

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	ダンプ	鹿児島100さ1234	20,000kg	株式会社〇〇〇産業	
2	ダンプ	鹿児島100し5678	20,000kg	株式会社〇〇〇産業	
3	ダンプ	鹿児島100す9012	10,000kg	株式会社〇〇〇産業	
4	ダンプ	鹿児島100せ3456	10,000kg	株式会社〇〇〇産業	
5	キャブオーバ	鹿児島100そ7890	4000kg	株式会社〇〇リース	
6	「車体の形状」欄及び「自動車登録番号又は車両番号」欄は、自動車検査証に記載されているとおり記入してください。		所有者又は使用者が申請者（法人）と異なる場合は、「車両承諾証」を提出してください。		
7					
8					
9					
10					
駐車場の所在地		鹿児島県鹿児島市**2-3			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	収納する産業廃棄物の種類	容 量	備 考		
鉄製コンテナ	廃プラスチック類, 金属くず	3 m ³			
ドラム缶	廃油, 燃え殻, 汚泥, 水銀含有ばいじん等	200 ℓ			
専用ケース	水銀使用製品産業廃棄物	5本			
(3) 積替え又は保管施設の概要（施設の規模、構造、屋内・屋外の別などについて記載すること。）					
<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇, 〇〇は保管基準を遵守し、建屋（屋内）にて容器を用いて保管。 ・〇〇, 〇〇は保管基準を遵守し、屋外保管。 ・〇〇, 〇〇は保管基準を遵守し、屋外にて容器を用いて保管。 					

(4) 積替え又は保管の計画				
積替保管を行う場所	鹿児島県鹿児島市**2-3			
1日の平均的搬出量	125トン			
産業廃棄物の種類	保管面積 (m ²)	最大保管量 (m ³ 又はt)	積み上げる 高さ (m)	保管に使用する容器 (種類・容量等)
廃プラスチック類	9 m ²	3.15 t	1 m	鉄製コンテナ
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	9 m ²	3.15 t	1 m	鉄製コンテナ
金属くず	9 m ²	10.17 t	1 m	鉄製コンテナ
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	64 m ²	42.6 t	2 m	ドラム缶
がれき類	300 m ²	369.8 t	2.5 m	
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	100 m ²	369.8 t	2.5 m	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	9 m ²	42.6 t	1 m	鉄製コンテナ
合計	700 m ²	841.27 t		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・保管面積, 最大保管量は, 平面図, 立面図等に基づき, 産業廃棄物の種類ごとに算出すること。 ・最大保管量の合計は, 1日の平均的搬出量の7倍を超えないこと。 ・屋外で保管容器を使用せずに野積みする場合は, 50%以下の勾配とすること。 ・この様式は, 保管場所ごとに記載すること。 			

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

運搬方法

- ・〇〇、〇〇は、ダンプに直接積み込み、シートで覆い運搬する。
- ・廃プラスチック類、金属くずは鉄製コンテナに入れ、キャブオーバに積み込み、シートで覆い運搬する。
- ・廃油、燃え殻、汚泥はドラム缶に、水銀使用製品産業廃棄物は専用ケースに収納し、ダンプに積む込み運搬する。

営業時間等

- ・月～土 8:00～17:00（日曜祝日は休業）

従業員数内訳

***年**月**日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人			2 人	3 人	2 人		11 人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・〇〇, 〇〇は, 飛散流出しないようシートで覆い運搬する。
- ・〇〇, 〇〇は, 〇〇に収納し, 飛散流出しないようシートで覆い運搬する。

※ 悪臭, 騒音, 振動によって生活環境保全上支障が生じるおそれがある場合には, その防止措置を記載すること。

(石綿含有産業廃棄物を運搬する場合)

- ・石綿含有産業廃棄物を破砕することのないよう, またその他の廃棄物と混合しないようプラスチック板等の仕切りを設けて運搬する。
- ・石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう, 当該石綿含有廃棄物を梱包し, またはシートで覆い運搬する。
- ・石綿含有産業廃棄物が, 積み込み車両より大きい等によりやむを得ず破砕又は切断が必要な場合には, 石綿含有廃棄物が飛散しないように, 散水等により十分に湿潤化した上で積み込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行うこととする。

(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有煤塵等を運搬する場合)

- ・水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合は, 他の産業廃棄物と混合しないよう, 仕切りを設ける, 専用の容器に入れる等の措置を講じて運搬する。
- ・水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は, 水銀が揮発・飛散しないよう密閉式の運搬車を使用する。

・水銀使用製品産業廃棄物は, 破砕することのないよう, また, 他の物と混合するおそれのないように収集運搬する必要があります。

・水銀は常温で揮発するため, 水銀含有ばいじん等に水銀が含まれる場合は, 必要に応じて運搬中に揮発した水銀が飛散しないような措置を検討してください。

また, 高温下では水銀の揮発が促進されるため, 高温にさらされないために必要な措置を講じてください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・敷地出入り口を施錠し, 関係者以外の出入りがないようにする。
- ・積替保管場所は床をコンクリート張りとし, 地下浸透を防止する。
- ・排水溝を設置し, 汚水の流出を防ぐ。
- ・定期的な清掃等により, ねずみの生息, 蚊, はえその他害虫の発生等を防止する。
- ・計画的な搬出を行い, 保管量が過剰にならないよう気をつける。

(3) その他

(鹿児島県税の納付状況記載欄)

税 目	自動車税	法人県民税	法人事業税	個人事業税	不動産取得税
未納の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

鹿児島県への県税納付がない(本社が県外で, 県内に営業所もないなど)の場合は全項目に斜線を引くこと

- ※ 申請者に係る申請日前の直近3ヶ年に課税されたことがある県税について記載すること。(県外事業者などで課税自体がない税目は斜線を引いてください。)
- ※ 申請日時点において,(既に納期限を経過している)納付すべき県税が未納となっている場合「有」に, ない場合は「無」にチェックすること。

5. 環境保全措置の概要

（廃石綿等を運搬する場合）

- ・ 廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、プラスチック板等の仕切りを設けて運搬する。
- ・ 廃石綿等は、原則、積替えを行わず、処分施設に直接運搬する。
- ・ 廃石綿等が飛散しないよう、十分な強度を有するプラスチック袋の二重梱包、又は、堅牢な容器により運搬する。当該プラスチック袋等の積み込みは原則として人力で行い、重機で行う場合は、フレコンバックやパレット等を利用し、重機が直接プラスチック袋等に触れないようにする。
- ・ 万が一、プラスチック袋等に破損が生じた場合は、速やかに散水等により湿潤化させ、飛散防止措置を行い、新たに二重のプラスチック袋等の耐水性の材料で梱包する。
- ・ 廃石綿等の運搬がプラスチック袋等による場合には、破損のないシート等でプラスチック袋を包み込むように覆いをかけ、容器による場合は、運搬の際に荷台での転倒・移動を防ぐため、容器と荷台をロープで結ぶなどの措置を講じる。
- ・ 破損を生じたシートは、廃石綿等として処理し、荷降ろし後、荷台等の清掃を確実にを行う。

（感染性廃棄物を運搬する場合）

- ・ 感染性廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、プラスチック板等の仕切りを設けて運搬する。
- ・ 感染性廃棄物は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有する容器に収納して運搬する。
- ・ 感染性廃棄物の容器が車両等より落下し、及び悪臭が漏れるおそれのない構造を有する運搬車両を使用する。

感染性廃棄物の積替保管を行う場合は、

- ・ 地下浸透対策、汚水流出対策、悪臭発散防止対策
- ・ ねずみの生息、蚊、はえその他害虫の発生等の防止対策
- ・ 他の廃棄物と混合するおそれのないよう、仕切り等を設置の他、保管場所での冷蔵等の腐敗防止対策などについて記載すること。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	
内 訳	金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額	5,000
土 地	
事 務 所	
収集運搬車両	3,000
積替保管施設	2,000
処 理 施 設	
調 達 方 法	
自 己 資 金	5,000
借 入 金	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>* 既存施設を使用する等のため、新たな事業資金が必要ない場合は、空欄に その旨記載すること。</p> <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設を使用するため、事業開始（継続）にあたり、新たな事業資金は必要ない。 ・ 新たな借入は必要ない。 </div>
(借入先名)	
増 資	
合 計	5,000
備考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

(日本工業規格 A列4番)

資産に関する調書(個人用)

年**月**日現在

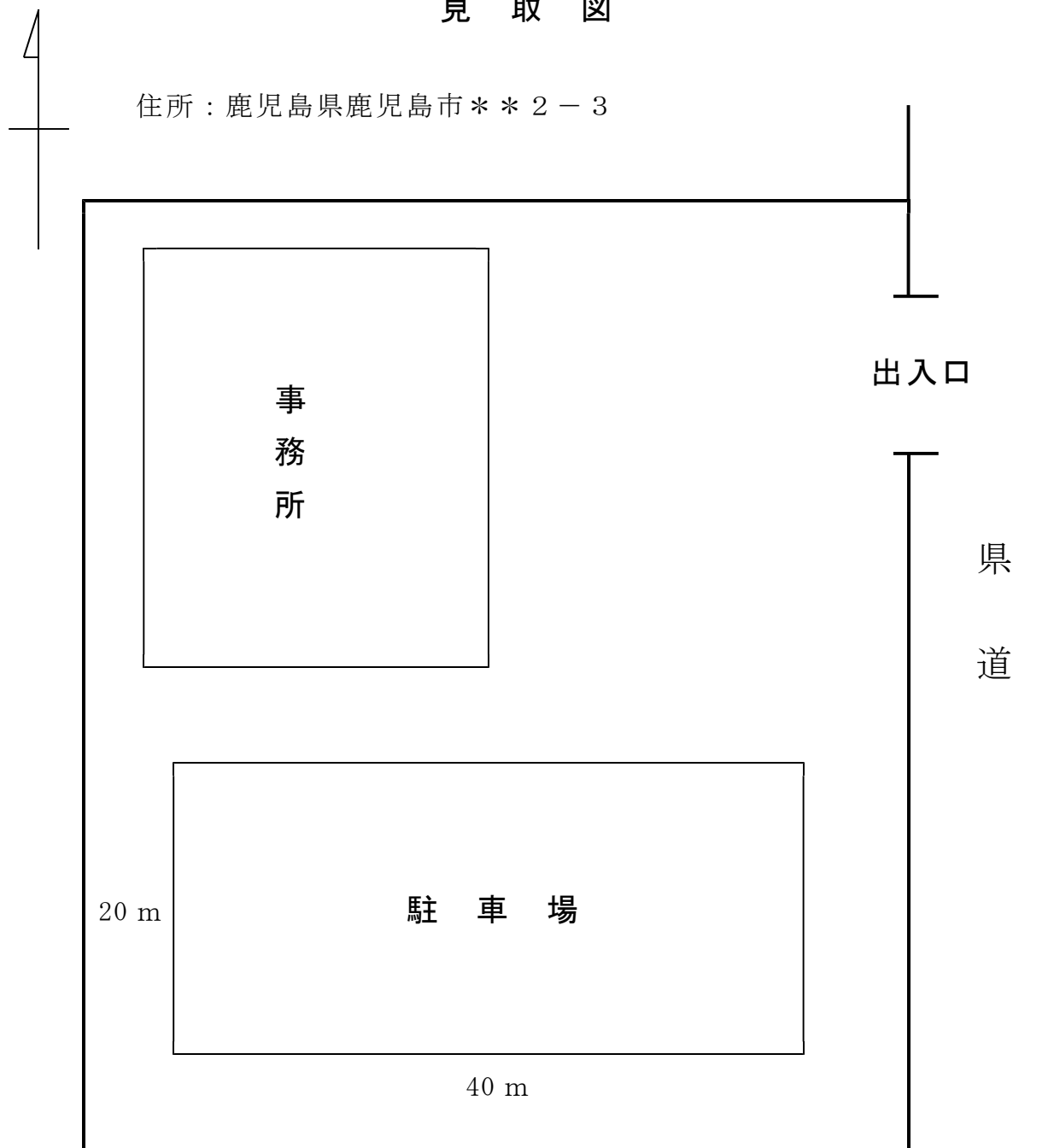
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	〇〇銀行 当座預金 外	2 件	3, 0 0 0
有価証券			
未収入金	〇〇建設(株) 外	2 件	3 0 0
売掛金	〇〇産業(有) 外	4 件	4 0 0
受取手形	〇〇産業(株)〇〇銀行	1 件	3 0 0
土 地	宅 地	3 0 0 m ²	3, 0 0 0
建 物	事務所, 車庫	1 0 0 m ²	1, 0 0 0
備 品			
車 両	ダンプ, キャブオーバ	5 台	5, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			1 3, 0 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇〇銀行 〇〇支店 外	2 件	5, 0 0 0
短期借入金	〇〇金庫 〇〇支店	1 件	2, 0 0 0
未払金	〇〇建設(有) 外	2 件	1, 0 0 0
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			8, 0 0 0

* この調書は、個人申請の場合のみ記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

見取図

住所：鹿児島県鹿児島市**2-3



※処分業許可申請書（様式第八号）の書き方は、収集運搬業許可申請書の記入例を参考にすること。

(処分用)

事業計画の概要を記載した書類

処分を行う産業廃棄物の種類、処分方法、中間処理後の運搬先等を、一連の流れで記入すること

- 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）
 - 各工場より排出される廃酸をリキッドフィーディングにより飼料化し、自社内の豚舎に給餌する。
 - 各工事現場から持ち込まれた廃プラスチック類・がれき類・木くずについて、廃プラスチック類は圧縮後、プラスチック原料として販売、がれき類については破碎後、リサイクル材として販売、木くずは焼却後、管理型埋立処分場にて埋立を行う。
 - 学校（施設）から持ち込まれた水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）を、集じん機をついた破碎機で破碎後、管理型最終処分場に埋めたてる。

新規申請の場合
処理能力以上の量を記載しないこと
更新許可の場合
現在の処分量を記載すること

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	処分量 (t/月)
1	廃プラスチック類	固形	(株)〇〇建設 〇〇市	圧縮	50 t / 月
2	がれき類	固形	(株)△△組 △△町	破碎	500 t / 月
3	木くず	固形	(有)□□産業 □□市	焼却	100 t / 月
4	廃酸 (焼酎廃液に限る)	液状	(株)〇〇酒造 〇〇市	飼料化	20 t / 月
5	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。))	固形	(株)△△組 △△町	破碎 (集じん機付き)	3 t / 月
6			出来る限り具体的に、排出事業場の名称・所在地を記載すること	中間処理の方法 (最終処分の場合は、埋立) を記載すること	
7					

備考 取扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

3. 施設の概要 (1) 中間処理施設		当該様式は「施設の種類ごと」 に作成してください
処理施設の種類	焼却施設	
設置場所	鹿児島県〇〇市〇〇町12-34 外1筆	
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	当該施設を実際に設置した年月日を記入する
処理能力	4 t / 日 (8時間)	1日当たりの稼働時間で計算し、1日当たりの処理能力を記載すること。(8時間未満の稼働でも、8時間として計算し、記載すること。)
廃棄物の種類	木くず	
処理施設の処理方式及び設備の概要	処理方式 ロータリーキルン式焼却炉 処理設備 製品名 ABCD焼却炉 型番 $\alpha\gamma\beta-1234$ 型 製造元 〇〇〇〇工業社(株)製	当該処理施設の概要(処理方法、施設の品番等)を記載する また、カタログやパンフレットを添付すること 当該処理施設の設置及び稼働に際しての環境保全設備の概要を記載する
環境保全設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出を防ぐために、屋内に保管場所を設置する。 ・騒音防止のために、施設を屋内に設置する。 ・振動防止のために、コンクリート舗装等により、基礎を強固にする。 ・害虫等が発生した場合には、薬剤散布を行う。 ・「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に含まれる水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう必要な措置をとること。 ・設備や施設からの排気は、集じん機や活性炭フィルターで処理する。 ・水銀回収の対象となる「水銀使用製品産業廃棄物」については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により回収すること。 	

(2) 最終処分場		当該様式は、最終処分場を所有していない処理業者については、作成・添付の必要はありません。
最終処分場の種類及び名称	安定型最終処分場	
設置場所	鹿児島県〇〇郡〇〇町〇〇1234番地 外20筆	
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
最終処分場の規模等	面積 20,000㎡ 容量 100,000㎡	最終処分場の面積と容量を記載すること。
埋立対象廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	
構造及び設備の概要	構造 擁壁等：鉄筋コンクリート造り、もたれ式擁壁 囲い：トタン製フェンス、高さ3m 雨水等の排出設備：排水管、側溝の設置 浸透水の採取設備：多孔性の管 埋立方式：セル方式	当該様式に記入しきれない場合は、「別添図面のおとり」として、図面等を添付しても構いません。
放流水の水質等	水質検査の実施 BOD：月1回 地下水等検査項目：年1回	
その他環境保全対策	①展開検査を実施し、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しない措置を講じる。 ②周辺の生活環境保全上支障が生じないように、悪臭、騒音・振動防止の措置を講じる。 ③周囲に囲いを設け、産業廃棄物埋立処分場であることを明示する。 ④薬剤散布により、害虫やネズミ等の発生を防止する。	

(処分用)

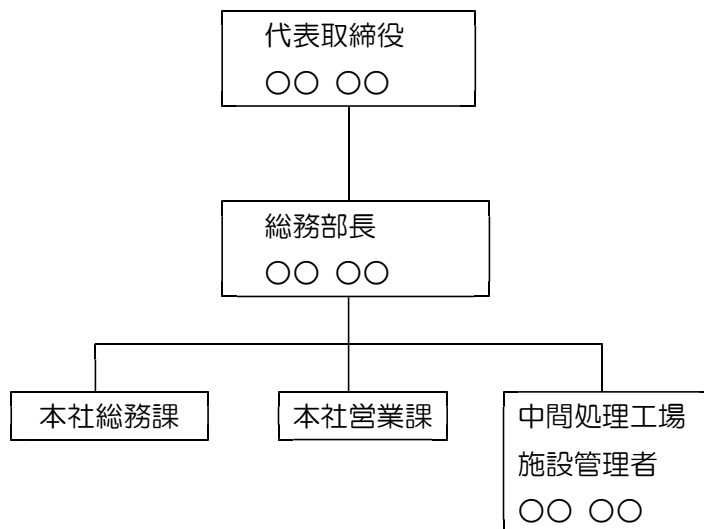
(3) 保管施設				
保管を行う場所	鹿児島県00市00町001234番地			いずれかに0をつけること (処理前) 処理後
産業廃棄物の種類	保管面積 (㎡)	最大保管量 (㎡又は t)	積み上げる高さ (m)	保管に使用する容器 (種類・容量等)
廃プラスチック類	1	1	1	鉄箱 (1 個) により保管
がれき類	400	400	3	鉄箱等容器を使用する場合は、使用する容器の容量を記載すること
木くず	100	150	1.5	
廃酸	4	8		プラスチック製タンク (1 個) にて保管
				最大保管量は、下記備考欄にあるように、処理能力の1.4倍量以下となるよう記載すること
合 計				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理前、処理後の産業廃棄物 (処理後に製品又は製品の材料となったものを除く。) の保管について記載すること。 ・ 保管面積、最大保管量は、平面図、立面図等に基づき、産業廃棄物の種類ごとに算出すること。 ・ 最大保管量の合計は、以下の保管上限を超えないこと。 処理施設の1日当たりの処理能力の1.4倍量以下 ただし、建設業関連の木くず、コンクリート破片の再生処理に係るものは28倍以下、 アスファルト・コンクリート破片の再生処理に係るものは70倍以下 ・ 屋外で保管容器を使用せずに野積みする場合は、50%以下の勾配とすること。 ・ この様式は、保管場所ごとに記載すること。 			

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

営業時間 8：30 ～ 17：00

休業日 日曜日，祝日，12月31日～1月3日まで

組織体系図



処分方法

- ① 処分場搬入の際に講ずる措置
- ② 取り扱う産業廃棄物の種類ごとの具体的な処分方法
- ③ 点検等施設維持管理方法
- ④ 事故発生時の連絡体制，マニュアルの作成などの対応・処置方法
などを記載する。

従業員数内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人			2 人	3 人	3 人	2 人	13 人

5. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

大気汚染対策：排ガスの性状を年1回測定し、基準値を超えた場合は直ちに施設の使用を中止する。

騒音・振動対策：建屋内にて施設を稼働し、防音壁や強固な基礎を設置する。

水質汚濁対策：放流水の水質を年1回測定し、基準値を超えた場合は直ちに施設の使用を中止する。

悪臭対策：施設を設置している建屋内に脱臭装置を設置する。

(2) 保管施設において講ずる措置

飛散・流失対策：廃棄物を容器に収納し、倉庫内で保管する。

悪臭対策：月1回消臭剤を散布する。

衛生害虫対策：月1回薬剤散布を行う。

地下浸透対策：地面をコンクリート舗装し、側溝を整備する。

火災発生対策：建屋内に消火器及びスプリンクラー設置

(3) 最終処分場において講ずる措置

飛散・流失対策：埋立後直ちに覆土・転圧を行う

衛生害虫対策：月1回薬剤散布

水質汚濁対策：放流水の水質を年1回測定し、基準値を超えた場合は直ちに埋立を中止する。

その他：展開検査により、埋め立てできない廃棄物の混入を防止する。

上記(1), (2), (3)について、該当しない場合は、「該当なし」と記載すること

(4) その他

上記以外で環境保全のための措置を講じている場合は、ここに記載すること

鹿児島県への県税納付がない（本社が県外で、県内に営業所もないなど）場合は全項目に斜線を引くこと

(鹿児島県税の納付状況記載欄)

税目	自動車税	法人県民税	法人事業税	個人事業税	不動産取得税
未納の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 申請者に係る申請日前の直近3ヶ年に課税されたことがある県税について記載すること。（課税自体がない税目は斜線を引いてください。）

※ 申請日時点において、納付すべき県税が未納となっているもの（既に納期限を経過しているものに限る）がある場合は「有」に、ない場合は「無」にチェックすること。

(処分用)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	燃え殻
発生量 (t/月又はm3/月)	100 m3/月
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) (株)〇〇環境 (所在地) 〇〇県〇〇市〇〇56番地
* 処分方法を○で囲む 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 ※処理後物を、さらに中間処理委託する場合は、その具体的な方法をこの欄に記載すること。 売却の場合は、売却予定先、方法、売却場所等をこの欄に具体的に記載すること。	
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)